

亀田医療大学学則

(平成 24 年 3 月 23 日制定)

平成 25 年 3 月 27 日一部改正

平成 25 年 10 月 4 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 27 年 2 月 23 日一部改正

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

令和 8 年 4 月 1 日一部改正

目次

- 第1章 総則(第1条－第4条の2)
- 第2章 職員組織(第5条－第7条)
- 第3章 教授会等(第8条・第9条)
- 第4章 学年、学期及び休業日(第10条－第12条)
- 第5章 修業年限及び在学年限(第13条・第14条)
- 第6章 入学、休学及び退学等(第15条－第29条)
- 第7章 教育課程及び履修方法等(第30条－第38条)
- 第8章 卒業及び学位(第39条・第40条)
- 第9章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生等(第41条－第43条)
- 第10章 入学金及び授業料等(第44条)
- 第11章 賞罰(第45条・第46条)
- 第12章 公開講座等(第47条)
- 第13章 雑則(第48条)

附則

- 第1章 総則

(目的)

第1条 亀田医療大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に則り、保健医療福祉分野における学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開できる専門職者を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学部、学科及び入学定員等)

第3条 本学に看護学部を置く。

2 看護学部の学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

(1) 学 科 看護学科

(2) 入学定員 80名

(3) 収容定員 320名

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

(図書館)

第4条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(研究所)

第4条の2 本学に研究所を置くことができる。

2 研究所に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 職員組織

(学長)

第5条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(職員の種類)

第5条の2 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、副学長、学長特命補佐、学部長及び講師を置くことができる。

(教員組織)

第6条 本学に教育研究上の目的を達成するため、教員組織として専門領域に基づきグループを置く。

2 グループの構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教授会等

(教授会)

第8条 教育研究に関する事項を審議し、及び学長に意見を述べるため、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第9条 本学に、大学運営に必要な委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(学期)

第11条 学年を次の学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第4号から第6号の期間は、毎年度学年暦により定めるものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

- (3) 開学記念日
- (4) 春期休業
- (5) 夏期休業
- (6) 冬期休業

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要があると認めた場合は、休業日の変更又は臨時の休業日を定めることができる。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第14条 在学期間は、通算して8年を超えることができない。

2 編入学、転入学及び再入学した学生は、定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第6章 入学、休学及び退学等

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以

後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の志願)

第17条 本学への入学を志願する者は、本学所定の出願書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、入学金、授業料及びその他の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第20条 本学に編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第21条 他の大学に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第22条 第26条及び第28条の規定により本学を退学した者で、本学に再び入学を志願する者は、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(編入学、転入学、再入学の修業年限等)

第23条 第20条、第21条及び第22条の規定により入学を許可された者の在学期間の通算、及び既修得単位の取り扱いその他必要な事項は、別に定める。

(休学)

第24条 学生が疾病その他の理由により、引き続き3か月以上修学することができないときは、学

長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事情がある場合は、学長の許可を受けて、1年の範囲内で期間を延長することができる。
- 4 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。
- 5 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第25条 休学期間中に当該理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第26条 学生が他の大学へ転学をしようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第27条 学生が外国の大学に留学をしようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、修業年限に含めることができる。
- 3 留学の取り扱いについては、別に定める。

(退学)

第28条 学生が退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(退学等の取扱い)

第28条の2 学生が本人の意思により休学、転学、留学及び退学をしようとするときは、学長が許可をすることができる。

(除籍)

第29条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長は、教授会の意見を参考にして除籍する。

- (1) 第14条に規定する在学年限を超えたとき。
- (2) 第24条第4項に規定する休学期間を超えたとき。
- (3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。
- (4) 行方不明の者及び死亡した者

第7章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第30条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(授業の方法)

第30条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 授業の方法に関して必要な事項は、別に定める。

(履修単位)

第31条 学生は、別表に定めるところにより127単位以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第32条 各授業科目の単位数の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合については、前2号に規定する基準を考慮して、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第33条 授業科目を履修し、所定の試験に合格した者には、単位を与える。

(学修の評価)

第34条 授業科目の試験の評価は、S, A, B, C及びDの5段階をもって表し、S, A, B及びCを合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第37条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第41条規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第20条、第21条及び第22条に規定する編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第35条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものと

みなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(授業科目の履修方法等)

第38条 授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 卒業及び単位

(卒業)

第39条 第13条の修業年限以上在学し、第31条に定める単位を修得した者については、教授会の意見を参考にして学長が卒業を認定する。

(学位)

第40条 卒業を認められた者には、学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生および外国人留学生等

(科目等履修生)

第41条 本学所定の授業科目中、その1科目又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生、聴講生)

第42条 他大学の学生で、本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として聴講を許可することがある。

2 本学において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講を許可することがある。

3 特別聴講学生及び聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第42条の2 本学において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第43条 外国人で、本学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があると

きは、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第44条 入学検定料、入学金、授業料等及び公開講座受講料その他手数料の額並びに収納方法に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第45条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長は、教授会の意見を参考にして表彰することができる。

(懲戒)

第46条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を参考にして学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当した学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なくして出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 公開講座等

(公開講座)

第47条 地域における健康と福祉の向上に資するため、公開講座を設けることができる。

第13章 雑則

(委任)

第48条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年10月4日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度以降に入学した者から適用する。ただし、平成24年度に入学した者については附則別表第1、及び平成25年度に入学した者については附則別表第2を適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度以降に入学した者から適用する。ただし、平成24・25・26・27・28年度に入学した者について学則第34条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。また、附則別表第1を適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度以降に入学した者から適用する。ただし、平成29・30・31年度以降に入学した者については附則別表第1を適用する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度以降に入学した者から適用する。ただし、令和2・3年度に入学した者については附則別表第1を適用する。また、平成31年度に入学した者については附則別表第2を適用する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度以降に入学した者から適用する。ただし、令和4年度に入学した者については附則別表第1を適用する。また、令和2・3年度に入学した者については附則別表第2を適用する。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第30条第2項関係）令和5～7年度に入学した者

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			卒業要件	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
基礎 養分 分野	人間 の 理 解	コミュニケーション・人間関係論	1	1			○		選択4単位以上	必修
	情報科学	1	1			○				
	文化人類学	1	1			○				
	ナラティブ表現法	1	1				○			
	医療人文学	1		1		○				
	哲学	1		1		○				
	心理学	1		1		○				
	倫理学	1		1		○				
	音楽鑑賞	1		1			○			
	オルタナティブセラピー	2		1			○			
	スピリチュアリティ	3		1		○				
	外国語	English I(日常会話ー初級)	1	2			○		選択2単位以上	15
	English II(日常会話ー中級)	1	2			○				
	中国語 I(日常会話ー初級)	1		1		○				
	中国語 II(日常会話ー中級)	1		1		○				
	English III(日常会話ー一般)	2		1		○				
	看護英語	2		1		○				
	論文の書き方(英語)	4		1		○				
	原著論文講読(英語)	3		1		○				
	人間 と 環 境	家族社会学	1	1			○		選択1単位以上	9
	社会福祉学	1		1		○				
	社会学	1		1		○				
	経済学	1		1		○				
	国際理解と国際貢献	1	1				○			
	南房総の歴史と未来	2		1		○				
	ホスピタルアート	1		1		○				
	日本国憲法	2		2		○				
	人間 と 健 康	化学	1	1			○		選択2単位以上	以上
	統計学	2		1		○				
	生物学	1	1				○			
	物理学	1		1		○				
	体育	1		1			○			
	身体活動論	1		1		○				
	東洋医学	4		1			○			
	予防と治療の遺伝学	3		1		○				
	ゼミナール	基礎ゼミナールⅠ	1	1			○		24単位	
	基礎ゼミナールⅡ	1	1			○				
	基礎ゼミナールⅢ	2	1			○				
小計(38科目)		—	15	26	0	—				

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			卒業要件
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
専門基礎分野	発達心理学	1	2			○			必修 22 単 位
	疫学Ⅰ	2	1			○			
	疫学Ⅱ	2		1		○			
	保健統計Ⅰ	2	1			○			
	保健統計Ⅱ	2		1		○			
	健康支援と社会保障制度	2	2			○			
	保健医療福祉行政論	3		2		○			
	人間機能学(形態と機能)	1	4			○			
	人間病態学Ⅰ	2	3			○	○		
	人間病態学Ⅱ	2	4			○			
	栄養・生化学	2	2			○			
	臨床薬理学Ⅰ(基礎)	2	2			○			
	臨床薬理学Ⅱ(応用)	3		1		○			
	公衆衛生学	2	1			○			
	小計(14科目)		—	22	5	0	—		
看護専門分野	看護学概論	1	2			○			必修 14 単 位
	基礎看護技術論	1	1			○			
	日常生活援助論	1	2				○		
	医療安全	2	1			○			
	治療援助論	2	1				○		
	看護展開論Ⅰ(ナーシングプロセス)	2	2			○			
	看護展開論Ⅱ(ヘルスアセスメント)	2	2				○		
	基礎看護学臨地実習Ⅰ	1	1					○	
	基礎看護学臨地実習Ⅱ	2	2					○	
小計(9科目)		—	14	0	0	—			14

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			卒業要件
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	
看護 専門 分野	成人看護学概論	2	2			○			必修 46 単 位
	慢性期成人看護援助論	2	2				○		
	急性期成人看護援助論	3	2				○		
	高齢者看護学概論	2	2			○			
	高齢者看護援助論	3	2				○		
	精神保健看護学概論	2	2			○			
	精神保健看護援助論	2	2				○		
	在宅看護学	2	3			○			
	実践看護学 エンドオブライフ看護学	3	1			○			
	成人看護学臨地実習Ⅰ(慢性期)	3	3					○	
	成人看護学臨地実習Ⅱ(急性期)	3	3					○	
	高齢者看護学臨地実習Ⅰ	3	1					○	
	高齢者看護学臨地実習Ⅱ(リハビリ期)	3	3					○	
	精神保健看護学臨地実習	3	2					○	
	在宅看護学臨地実習	3	2					○	
	地域看護学臨地実習	3	2					○	
	ウィメンズヘルス看護学概論	2	2			○			
	周産期看護援助論	3	2				○		
	ウィメンズヘルス看護学臨地実習	3	2					○	
	小児保健看護学概論	2	2			○			
	小児保健看護援助論	3	2				○		
	小児保健看護学臨地実習	3	2					○	
小計(22科目)		—	46	0	0	—		46	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			卒業要件	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
看護専門分野	地域の健康と看護	1	1			○			必修 21 単 位	
	公衆衛生看護とヘルスプロモーション	2	1			○				
	国際看護学Ⅰ	3	2			○				
	国際看護学Ⅱ	4		1			○			
	地域包括ケアシステム論	1	2			○				
	チーム医療と看護システム	4	2			○				
	看護教育	2	1			○				
	生涯教育論	4		1		○				
	看護と法律	4	1			○				
	看護研究	3	2			○				
	看護倫理学	4	2			○				
	災害看護学	3	1				○			
	看護の統合と実践臨地実習Ⅰ(医療安全と感染看護学)	4	1					○		
	看護の統合と実践臨地実習Ⅱ(チーム医療・地域包括ケアシステム)	4	3					○		
	研究ゼミナールⅠ	4	1				○			
	研究ゼミナールⅡ	4	1				○			
	小計(16科目)	—	21	2	0	—				21
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護支援技術Ⅰ(個人・家族)	3		2		○			
		公衆衛生看護支援技術Ⅱ(集団・組織)	3		1		○			
		公衆衛生看護支援技術演習	3		1			○		
	学校保健活動論	2		1		○				
	産業保健活動論	4		1		○				
	公衆衛生看護活動展開論Ⅰ	4		2		○				
	公衆衛生看護活動展開論Ⅱ	4		2		○				
	公衆衛生看護活動展開論演習	4		2			○			
	公衆衛生看護管理論	4		1		○				
	公衆衛生看護学実習Ⅰ	4		3				○		
	公衆衛生看護学実習Ⅱ	4		2				○		
小計(11科目)	—	0	18	0	—			0		
合計(110科目)	—	118	51	0	—			127		

別表（第30条第2項関係）令和4年度に入学した者

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			卒業要件		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習			
基礎 養分 分野	人間理解	コミュニケーション・人間関係論	1	1			○		選択4単位以上	必修 15 単位 + 選 択 9 単 位 以 上	
		情報科学	1	1			○				
		文化人類学	1	1		○					
		ナラティブ表現法	1	1			○				
		医療人文学	1		1		○				
		哲学	1		1		○				
		心理学	1		1		○				
		倫理学	1		1		○				
		音楽鑑賞	1		1			○			
		オルタナティヴセラピー	2		1			○			
		スピリチュアリティ	3		1		○				
		外国語	English I(日常会話-初級)	1	2			○			選択2単位以上
			English II(日常会話-中級)	1	2			○			
			中国語 I(日常会話-初級)	1		1		○			
			中国語 II(日常会話-中級)	1		1		○			
			English III(日常会話-一般)	2		1		○			
			看護英語	2		1		○			
			論文の書き方(英語)	4		1		○			
			原著論文講読(英語)	3		1		○			
		人間と環境	家族社会学	1	1			○			選択1単位以上
			社会福祉学	1		1		○			
			社会学	1		1		○			
			経済学	1		1		○			
			国際理解と国際貢献	1	1				○		
			南房総の歴史と未来	2		1		○			
			ホスピタルアート	1		1		○			
			日本国憲法	2		2		○			
		人間と健康	化学	1	1			○			選択2単位以上
			統計学	2		1		○			
			生物学	1	1				○		
			物理学	1		1		○			
			体育	1		1			○		
			身体活動論	1		1		○			
			東洋医学	4		1			○		
			予防と治療の遺伝学	3		1		○			
		ゼミナール	基礎ゼミナールⅠ	1	1			○			選択2単位以上
			基礎ゼミナールⅡ	1	1			○			
			基礎ゼミナールⅢ	2	1			○			
	小計(38科目)		—	15	26	0	—		24単位		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			卒業要件
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
専門基礎分野	発達心理学	1	2			○			必修 22 単 位
	疫学Ⅰ	2	1			○			
	疫学Ⅱ	2		1		○			
	保健統計Ⅰ	2	1			○			
	保健統計Ⅱ	2		1		○			
	健康支援と社会保障制度	2	2			○			
	保健医療福祉行政論	3		2		○			
	人間機能学(形態と機能)	1	4			○			
	人間病態学Ⅰ	2	3			○	○		
	人間病態学Ⅱ	2	4			○			
	栄養・生化学	2	2			○			
	臨床薬理学Ⅰ(基礎)	2	2			○			
	臨床薬理学Ⅱ(応用)	3		1		○			
	公衆衛生学	2	1			○			
	小計(14科目)		—	22	5	0	—		
看護専門分野	看護学概論	1	2			○			必修 14 単 位
	基礎看護技術論	1	1			○			
	日常生活援助論	1	2				○		
	医療安全	2	1			○			
	治療援助論	2	1				○		
	看護展開論Ⅰ(ナーシングプロセス)	2	2			○			
	看護展開論Ⅱ(ヘルスアセスメント)	2	2				○		
	基礎看護学臨地実習Ⅰ	1	1					○	
	基礎看護学臨地実習Ⅱ	2	2					○	
小計(9科目)		—	14	0	0	—			14

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			卒業要件
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	
看護 専門 分野	成人看護学概論	2	2			○			必修 46 単 位
	慢性期成人看護援助論	2	2				○		
	急性期成人看護援助論	3	2				○		
	高齢者看護学概論	2	2			○			
	高齢者看護援助論	3	2				○		
	精神保健看護学概論	2	2			○			
	精神保健看護援助論	2	2				○		
	在宅看護学	2	3			○			
	実践看護学 エンドオブライフ看護学	3	1			○			
	成人看護学臨地実習Ⅰ(慢性期)	3	3					○	
	成人看護学臨地実習Ⅱ(急性期)	3	3					○	
	高齢者看護学臨地実習Ⅰ	3	1					○	
	高齢者看護学臨地実習Ⅱ(リハビリ期)	3	3					○	
	精神保健看護学臨地実習	3	2					○	
	在宅看護学臨地実習	3	2					○	
	地域看護学臨地実習	3	2					○	
	ウィメンズヘルス看護学概論	2	2			○			
	周産期看護援助論	3	2				○		
	ウィメンズヘルス看護学臨地実習	3	2					○	
	小児保健看護学概論	2	2			○			
	小児保健看護援助論	3	2				○		
	小児保健看護学臨地実習	3	2					○	
小計(22科目)		—	46	0	0	—			46

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			卒業要件	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
看護専門分野	地域の健康と看護	1	1			○			必修 21 単 位	
	公衆衛生看護とヘルスプロモーション	2	1			○				
	国際看護学Ⅰ	3	1			○				
	国際看護学Ⅱ	4	1				○			
	地域包括ケアシステム論	1	2			○				
	チーム医療と看護システム	4	2			○				
	看護教育	2	1			○				
	生涯教育論	4		1		○				
	看護と法律	4	1			○				
	看護研究	3	2			○				
	看護倫理学	4	2			○				
	災害看護学	3	1				○			
	看護の統合と実践臨地実習Ⅰ(医療安全と感染看護学)	4	1					○		
	看護の統合と実践臨地実習Ⅱ(チーム医療・地域包括ケアシステム)	4	3					○		
	研究ゼミナールⅠ	4	1				○			
	研究ゼミナールⅡ	4	1				○			
	小計(16科目)	—	21	1	0	—			21	
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護支援技術Ⅰ(個人・家族)	3		2		○			
		公衆衛生看護支援技術Ⅱ(集団・組織)	3		1		○			
		公衆衛生看護支援技術演習	3		1			○		
		学校保健活動論	2		1		○			
産業保健活動論		4		1		○				
公衆衛生看護活動展開論Ⅰ		4		2		○				
公衆衛生看護活動展開論Ⅱ		4		2		○				
公衆衛生看護活動展開論演習		4		2			○			
公衆衛生看護管理論		4		1		○				
公衆衛生看護学実習Ⅰ		4		3				○		
公衆衛生看護学実習Ⅱ	4		2				○			
小計(11科目)	—	0	16	0	—			0		
合計(110科目)		—	118	48	0	—			127	